

平成25年8月20日

第2516号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更（377・市町村課）…………… 1
- 生活保護法による介護機関の指定（378・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の休止（379・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（380・福祉政策課）…………… 2
- 公共測量実施の通知（381、382・建設政策課）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（383・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）3件…………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）3件…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）8件…………… 6

## 選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除（85）…………… 8

## 告 示

## 秋田県告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合から申請のあった秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、平成25年7月26日付けで届出を受理したので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援事業所おおだてハチ公	大館市片山町三丁目10番51号	居宅介護支援事業	平成25年6月12日
東恵園指定認知症対応型通所介護事業所	鹿角市花輪字古館5番地1	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成25年6月1日
居宅介護支援事業所ゆりの希	男鹿市船越字内子294番地3	居宅介護支援事業	平成25年6月15日
短期入所生活介護ゆりの希	男鹿市船越字内子294番地3	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成25年6月15日
デイサービスかつら	湯沢市川連町字大館疣橋72-3	通所介護、介護予防通所介護	平成25年8月1日
居宅介護支援事業所えがお	横手市羽黒町5番	居宅介護支援事業	平成25年7月1日
デイサービスエスポワール	大館市釈迦内字街道上101-2	通所介護、介護予防通所介護	平成25年7月1日

グループホーム梅の里	潟上市飯田川下虻川字ハツ口49番地2	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成25年7月1日
グループホーム昭和	潟上市昭和大久保字北野街道上56番地15	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成25年7月1日
訪問介護事業所ハグ	北秋田市脇神字西陣場岱38-6	訪問介護、介護予防訪問介護	平成25年7月15日
居宅介護支援事業所ハグ	北秋田市脇神字西陣場岱38-6	居宅介護支援事業	平成25年7月15日
オリーブ薬局	潟上市天王字追分西2-66	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年8月1日
ばあとなあ指定居宅介護支援事業所	湯沢市字両神15番地1	居宅介護支援事業	平成25年4月1日
紫雲閣居宅介護支援センター	湯沢市横堀字小正寺16-1	居宅介護支援事業	平成25年7月1日

**秋田県告示第379号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
アースサポート横手	横手市前郷二番町8番33号	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成25年8月1日

**秋田県告示第380号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
アースサポート由利本荘	由利本荘市八幡下75番地5	居宅介護支援事業	平成25年7月31日
ケアプラン奥羽の里山	横手市前郷一番町13-20サンユービル1F	居宅介護支援事業	平成25年8月1日

**秋田県告示第381号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業の種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）
- 2 作業を行う期間  
平成25年6月10日から平成26年3月31日まで

- 3 作業を行う地域  
秋田市市街地区域

**秋田県告示第382号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり湯沢河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
公共測量（成瀬ダム建設事業の基礎資料作成）
- 2 作業を行う期間  
平成25年7月31日から同年9月30日まで
- 3 作業を行う地域  
雄勝郡東成瀬村椿川 地内

**秋田県告示第383号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成25年8月6日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
舟山組  
秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地  
舟 山 長 雄  
秋田県知事許可（般-23）第234号
- 3 処分の内容  
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成25年8月1日付で土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人大仙きずな
- 3 代表者の氏名  
煤 賀 喜 徳
- 4 主たる事務所の所在地  
大仙市太田町横沢字久保関北716番地1号
- 5 定款に記載された目的  
当法人は、地域住民・地域民生委員とともに自殺予防啓発活動の推進を行う。また自殺予防相談窓口を設置し地域ネットワークの構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする

者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきた結いネット

3 代表者の氏名

坂 下 美 渉

4 主たる事務所の所在地

秋田市泉北三丁目14番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、自らの努力だけでは地域で自立した生活を送ることが困難な者に対して、衣（衣類）・食（食料）・住（住居）の提供そして居（居場所）・職（就労）・充（充実感）の視点を踏まえた支援を行うことにより、各人が人間らしい心豊かな生活が実現できるよう、地域・環境・ネットワーク作りに寄与することで社会福祉の向上を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田県就労・生活自立サポートセンター

3 代表者の氏名

鎌 田 亮

4 主たる事務所の所在地

秋田市将軍野桂町33番23号

5 定款に記載された目的

この法人は秋田県内で就職を求める人や就労したが不安定な状態が続き悩んでいる人などに対して、安定就労と生活の自立を支援すること等に関する事業を行い、雇用の改善と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成25年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 きたうら花ねっと

3 代表者の氏名

阿 部 則比古

4 主たる事務所の所在地

仙北市

5 定款に記載された目的

この法人は、インターネットの運用やその技術、あるいはコンピュータ及びそのネットワークの技術について、自らも高度化を図りつつ、それを活用して地域全体の高度情報化のための啓蒙、普及、支援、研究活動を行うことで特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定する諸活動を実践しあるいは支援し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 任期等

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人白神ネイチャー協会
- 3 代表者の氏名  
日 沼 正 清
- 4 主たる事務所の所在地  
山本郡八峰町八森字三十釜地内
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対し、白神山地と八森の自然についての調査研究と、その保全に関する事業を行い、自然保護啓蒙及び地域の活性化、自然型産業の確立、環境教育の普及に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
  - (1) 除名
  - (2) 解任
  - (3) 権限
  - (4) 総会の招集
  - (5) 理事会の招集
  - (6) 表決権等
  - (7) 会計の原則
  - (8) 事業計画及び予算
  - (9) 事業報告及び決算
  - (10) 細則

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたキッズネットワーク
- 3 代表者の氏名  
山 崎 純
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田市
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、子育て支援活動に関わる個人・団体に対し、必要とする情報の受発信と連携を深める活動ができる支援や、各地域でさまざまな活動をしている個人・団体等をコーディネートし、相互に補助できるような環境整備に努め、安心・安全な子育てができる社会作りに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
  - (1) 職務
  - (2) 権能
  - (3) 議決
  - (4) 総会の議事録
  - (5) 理事会の議事録
  - (6) 資産の構成
  - (7) 事業計画及び予算
  - (8) 暫定予算
  - (9) 事業報告及び決算

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
移動式バスケットボール用ゴール 4式（2対）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
有限会社石井スポーツ 秋田市旭北寺町1番15号
- 5 落札金額  
27,037,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリ除雪車（2.6m、220kw級）24-R1 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
打川自動車株式会社 横手市駅前町7番30号
- 5 落札金額  
31,027,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
小型ロータリ除雪車（1.3m、60kw級）24-M1 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
打川自動車株式会社 横手市駅前町7番30号
- 5 落札金額  
25,546,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリ除雪車（2.6m、290kw級）25-R1 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社K C M J 秋田営業所 秋田市新屋豊町14番2号
- 5 落札金額  
46,935,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリ除雪車（2.6m、220kw級）25-R2 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
打川自動車株式会社 横手市駅前町7番30号
- 5 落札金額  
31,216,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリ除雪車（2.2m、180kw級）25-R3 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所

株式会社K C M J 秋田営業所 秋田市新屋豊町14番2号

- 5 落札金額  
60,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪グレーダ（4.0m級）25-G1 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町9番48号
- 5 落札金額  
44,457,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年8月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪グレーダ（4.0m級、シャッターブレード付き）25-G2 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町9番48号
- 5 落札金額  
46,704,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年4月26日

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示85号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定解除した旨美郷町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成25年8月20日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一



施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
美郷町北体育館	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地390	平成25年7月30日
美郷町千畑交流センター	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地390	平成25年7月30日